

11 健康管理

充実した学生生活を送るためには、日ごろから自己の健康管理に努めなければなりません。

保健管理センターでは、学生の皆さんが心身ともに健康で楽しく有意義な学生生活を送れるように主に下記のような支援をしています。

◆定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法により、受診が義務付けられています。

毎年、学年始めに、全学生を対象とした定期健康診断を実施しますので、必ず受診してください。受診のない場合は、奨学金の出願や実習・就職・進学に必要な健康診断証明書が発行できませんので注意してください。

◆健康相談

学校医（内科医や精神科医）による相談日を予約制で設けています。必要な場合、医療機関への紹介状を発行します。相談日以外は、随時保健職員が相談に応じています。

◆応急処置

保健管理センターには休養ベッドがあり、講義中や課外活動中などに発病やけがをした場合、休養や簡単な応急手当ができます。

◆カウンセリング

学業、人間関係、進路、恋愛、こころの悩みなどに対して、臨床心理士が相談に応じます。臨床心理士によるカウンセリングは予約制で、右表のとおり実施しています。

◆感染症

麻疹（はしか）やインフルエンザなど、他の学生に感染の恐れのある病気の疑いまたは診断をされた場合、出席停止の期間があります。

必ず保健管理センターへ連絡を入れるとともに、医師の指示を守ってください。

出席停止期間（*）とは、病原体を多量に排泄することにより他人へ病気をうつしやすい期間のことで、本人の健康回復と感染症の流行を防止するためのものです。

例えば、インフルエンザの場合は、「発病後5日を経過しかつ解熱後2日間」ですが、必ず登校開始時には医師の許可をもらってください。

*学校保健安全法第19条に規定。

7日以上欠席については、P4を参照のこと。保健管理センターへの診断書提出は必要ありません。

◆健康診断証明書

定期健康診断証明書を必要とする場合の手続きは、各種証明書(P6)をご覧ください。なお、今年度の健康診断を受けていない場合、証明書は発行できません。

◆健康保険証について

病気やけがにより医療機関の診察を受ける際には、各自の健康保険証が必要です（コピー不可）。自分の保険証を持っていない場合は、「学生または遠隔地保険証」を用意しましょう。発行は、扶養者の保険証発行元（自治体、勤務先等）になりますので、詳細を問い合わせて各自で手続きをしてください。

◆保健管理センターの利用時間について

<永平寺キャンパス>

場 所：学生会館2階

時 間：平日9:00～17:00

電 話：0776-61-6000（内線1601、1602）

利用内容	利用日時
内科医	予約制
精神科医	予約制
カウンセリング	月～金曜日（13:30～17:00）

<小浜キャンパス>

時 間：毎週火・木 10:30～14:30

電 話：0770-52-6300

利用内容	利用日時
内科医	随時（予約制）
精神科医	月1回随時（月毎に構内掲示）
カウンセリング	月2回随時（月毎に構内掲示）

*変更は、随時掲示します。保健職員が不在の場合は、企画サービス室(学部棟1階)に申し出てください。